

平成27年度行政監査の結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象機関	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の実施方法	1
第2	毒物劇物の管理等の概要	2
1	毒物劇物の保有状況	2
(1)	部局別、本庁・出先機関別の保有状況	2
(2)	保有している毒物劇物の状況	3
(3)	使用目的、使用頻度及び購入の状況	4
2	管理体制及び安全対策	5
(1)	管理責任者の設置状況	5
(2)	保管場所等の状況	6
(3)	保管場所及び保管容器の表示状況	8
(4)	管理記録簿の整備状況	8
(5)	毒物劇物危害防止規定等の整備状況	9
(6)	廃棄処理及び施設外への運搬の状況	10
第3	監査の結果及び所見	12
1	管理体制と保管について	12
2	安全対策について	13
3	適正な管理のための指導について	13
参考資料		14
1	毒物、劇物、特定毒物とは	14
2	毒物劇物の取扱いについて	14
3	毒物劇物に関する主な通知	15
通知1	「毒物劇物危害防止規定について」	15
通知2	「毒物及び劇物の保管管理について」	17
通知3	「毒物劇物監視指導指針の制定について」	17

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について」

2 監査の目的

毒物及び劇物（以下、「毒物劇物」という。）を取扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法（以下、「法」という。）において、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩等の防止の措置を行うことや容器や貯蔵場所に毒物劇物の表示を行うこと等が求められている。

しかしながら、取扱いによっては、保健衛生上、大きな危害を及ぼすおそれがあり、地震等の天災や事故等の際には対応に困難を来すことも予想されることから、毒物劇物の保管状況及び管理体制を検証し、適正な管理に資することを目的とする。

3 監査対象機関

平成27年3月31日現在で、毒物劇物を保有する全ての機関とした。

4 監査の着眼点

- (1) 管理体制は適正か
- (2) 保管場所及び容器への毒物劇物の表示がされているか
- (3) 保管場所の施錠は適切にされているか
- (4) 保管場所は、堅固性を有するか
- (5) 保管容器の転倒防止の措置は講じられているか
- (6) 管理記録簿による受入・払い出し、使用量や在庫量の管理は適正か
- (7) 長期間使用していないものの保管は適正か
- (8) 廃棄方法や施設外への運搬方法は適正か

5 監査の実施期間

平成27年6月から同年10月までの間に監査を実施した。

6 監査の実施方法

平成27年3月31日時点における監査対象機関全体の毒物劇物の保有状況及び調査実施時点（平成27年6月）の管理状況を書面により調査した。

調査結果を踏まえ、保有していると回答のあった139機関の中から、保有数の多さや部局のバランス等を考慮のうえ10機関を選定し、提出された調査票をもとに実地監査を行った。

第2 毒物劇物の管理等の概要

1 毒物劇物の保有状況

(1) 部局別、本庁・出先機関別の保有状況

毒物劇物を保有している機関は表1のとおりで、全機関の314機関のうち、保有機関は139機関、割合にして44.3%となっている。

部局別では、教育庁の72機関（51.8%）が最も多く、次いで警察本部の20機関（14.4%）、農林水産部の19機関（13.7%）となっており、この3部局で保有機関全体の79.9%を占めている。

教育庁の保有機関については、ほとんどが県立学校（70機関）であった。

表1 部局別の保有状況（平成27年3月31日現在）

部局名	機関数			保有機関数		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計
知事公室	5	1	6		1	1
総務部	7	10	17		1	1
企画部	8		8			0
環境部	4	1	5		1	1
子ども生活福祉部	7	13	20		5	5
保健医療部	5	5	10		3	3
農林水産部	12	31	43		19	19
商工労働部	8	5	13		2	2
文化観光スポーツ部	4	2	6		2	2
土木建築部	14	10	24		1	1
出納事務局	2		2			0
企業局	4	6	10		6	6
教育庁	9	85	94		72	72
病院事業局	1	6	7		6	6
警察本部	30	15	45	6	14	20
議会事務局	1		1			0
人事委員会・労働委員会・監査委員 事務局	3		3			0
合計	124	190	314	6	133	139

※企業局久志浄水管理事務所名護浄水場については、管理事務所とは別機関として計上した。

(2) 保有している毒物劇物の状況

保有している毒物劇物の品目数は表2のとおりで、保有品目数は各機関の保有品目数を累計したものである。

保有機関数の最も多かった教育庁が保有品目数でも最も多い結果となっており、全体の68.4%となっている。

表2 部局別の保有品目数（平成27年3月31日現在）

部局名	保有機関数	保有品目数（累計）			
		毒物	劇物	計	特定毒物
知事公室	1	1		3	4
総務部	1			1	1
企画部	0				0
環境部	1			8	8
子ども生活福祉部	5	4		46	50
保健医療部	3	13	(5)	68	81
農林水産部	19	16		167	183
商工労働部	2	3		21	24
文化観光スポーツ部	2			15	15
土木建築部	1	2		10	12
出納事務局	0				0
企業局	6	6		28	34
教育庁	72	108		1,147	1,255
病院事業局	6	5		53	58
警察本部	20	18	(1)	91	109
議会事務局	0				0
人事委員会・労働委員会・監査委員 事務局	0				0
合計	139	176	(6)	1,658	1,834

※特定毒物は毒物に含まれる。（14頁 参考資料「1. 毒物、劇物、特定毒物とは」参照）

※保有品目数のうち、政令で定めるものについてはひとくくりで調査したため、実数にかかわらず保有していれば1として計上した。

保有している機関が多い毒物劇物は表3のとおりで、毒物より劇物の方が保有機関数が多かった。

表3 保有している機関が多い毒物劇物（平成27年3月31日現在）

	品目名	保有機関数
毒物	水銀	54
	黄燐	26
	弗化水素	7
	ニコチン	5
	砒素	5
劇物	塩化水素（塩酸）	115
	硫酸	109
	水酸化ナトリウム	105
	メタノール	93
	水酸化カリウム	82
	硝酸	80
	過酸化水素	79
	ホルムアルデヒド	78
	クロロホルム	77
	アンモニア	69

(3) 使用目的、使用頻度及び購入の状況

使用目的の状況は表4のとおりで、毒物劇物とも「実験・実習用」の割合が最も高く、主な機関は県立学校や大学となっている。

次いで「試験研究用」が多くなっており、主な機関は試験研究機関や保健所等となっている。

「その他」の主なものは、機器の洗浄・消毒用や警察における捜査用等となっている。

表4 使用目的の状況

	試験研究用	実験・実習用	農業用	医療用	その他
毒物	23.5 %	58.2 %	3.3 %	1.3 %	13.7 %
劇物	19.0 %	69.2 %	1.8 %	1.9 %	8.1 %

使用頻度の状況は表5のとおりで、毒物劇物の品目別の使用頻度を集計して割合を算出したものとなっている。

5年以上使用されていないものが、毒物では43.2%、劇物では26.8%あった。

実地監査で確認したところ、5年以上使用していない理由は、カリキュラムが変わって使用しなくなったため、希釈された既製品の方を使うようになったため、業務上必要がなくなったため等であった。また、使用見込みがないものについて、予算がないため廃棄できていないとの回答が多かった。廃棄予定として選別のうえ、別保管しているところもあった。

表5 使用頻度の状況

	よく使用する	年に数回程度	この5年以内に数回程度	5年以上使用していない
毒物	17.8%	25.3%	13.7%	43.2%
劇物	19.2%	33.0%	21.0%	26.8%

購入機関が多い毒物劇物は表6のとおりで、よく購入されている品目は毒物より劇物が多かった。購入機関としては学校が最も多く、次いで試験研究機関であった。

表6 購入機関が多い毒物劇物（平成26年度）

品目名	区分	購入機関数	購入回数	購入額（円）
水酸化ナトリウム	劇物	27	77	79,388,556
硫酸	劇物	25	55	14,009,567
塩化水素（塩酸）	劇物	20	27	81,792
メタノール	劇物	19	47	395,951
過酸化水素	劇物	15	19	23,560
ホルムアルデヒド	劇物	10	44	636,512

※水酸化ナトリウムと硫酸の購入額のほとんどは企業局（水質検査用等）が占めている。

2 管理体制及び安全対策

(1) 管理責任者の設置状況

厚生省通知（別添通知1「毒物劇物危害防止規定について」）において、毒物劇物の業務上取扱者は、毒物劇物による危害防止のため、管理責任体制を明確にするよう求められている。

実際に毒物劇物を取り扱う担当職員以外で、毒物劇物の取扱いに関し、全体

の管理監督を行う管理責任者の設置状況は表7のとおりで、設置しているのは全体の86.3%にあたる120機関であった。

機関によっては班ごとに管理責任者を設置しているところがあり、管理責任者を一部の班しか設置していない機関が1機関（0.7%）あった。全く設置していない機関は18機関（13.0%）あった。

表7 管理責任者の設置状況

保有機関数	あり	一部あり	なし
139 (構成比)	120 (86.3%)	1 (0.7%)	18 (13.0%)

(2) 保管場所等の状況

毒物劇物の保管について、厚生省通知（別添通知2「毒物及び劇物の保管管理について」）において、「毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすること。」とされている。

毒物劇物の保管場所の状況は表8-1のとおりで、最も多い「研究室等」には研究室のほか、検査室、試験室、準備室等を含んでおり、「その他」は倉庫、機械室、屋外（タンク）等となっている。

表8-1 保管場所の状況

保有機関数	保管場所			
	研究室等	薬品庫	その他	計
139	180	86	20	286

※保管場所については複数回答があるため、保有機関数とは一致しない。

保管場所の鍵の有無については表8-2のとおりで、286カ所の保管場所のうち278カ所（97.2%）が施錠できるようになっていた。鍵がない8カ所については、鍵付きの専用保管庫に保管されていたり、保管場所に立ち入るまでの経路では施錠できるようになっていた。

表8-2 保管場所の鍵の有無

保管場所数	鍵の有無	
	あり	なし
286	278	8

専用保管庫の有無については表9-1のとおりで、専用保管庫で保管している機関は128機関（92.1%）であるが、そのうち、専用保管庫以外（共用の棚等）でも保管している機関が36機関あり、専用保管庫のない11機関と合わせると47機関（33.8%）が毒物劇物を他の化学物質と共用の棚等で保管している状況であった。

実地監査で確認したところ、共用の棚に保管する場合は他の化学物質とスペースを分ける等の工夫をしている機関があった。

表9-1 専用保管庫の有無

保有機関数	専用保管庫の有無			
	あり	専用保管庫以外(共用の棚等)での保管		なし
		なし	あり	
139 (構成比)	128 (92.1%)	92	36	11 (7.9%)

専用保管庫の鍵の有無については表9-2のとおりで、鍵付きの保管庫である機関が119機関（93.0%）となっていた。保管庫に鍵が付いていない場合でも、保管庫のある部屋には鍵が付いていた。

表9-2 専用保管庫の鍵の有無

専用保管庫のある機関数	鍵の有無		
	あり	一部あり	なし
128 (構成比)	119 (93.0%)	6 (4.7%)	3 (2.3%)

また、専用保管庫は金属製（スチール製やステンレス製等）のものが多く、形態はキャビネットや戸棚のほか、冷蔵庫もあった。専用保管庫以外の保管庫についても同様であった。

法第11条第2項では、毒物劇物の流出等防止について、必要な措置を講じるよう規定されている。

保管庫（専用以外も含む）及び保管容器の転倒防止等対策の状況は表10のとおりで、全ての保管庫を金具やワイヤー等で固定する対策をしている機関は55機関（39.6%）、一部又は全く対策していない機関は84機関（60.4%）であった。また、全ての保管容器を転倒・衝突・落下防止等のため仕切りやトレーで

対策をしている機関は48機関（34.5%）、一部又は全く対策していない機関は91機関（65.5%）であった。

実地監査で確認したところ、保管容器の転倒防止等対策において、専用保管庫で保管している場合は仕切りによる対策がされているものが多かったが、共用の棚等で保管している場合は対策されていないものが多かった。

表10 転倒防止等対策の状況

保有機関数		転倒防止等対策の有無		
		あり	一部あり	なし
139	保管庫 (構成比)	55 (39.6%)	38 (27.3%)	46 (33.1%)
	保管容器 (構成比)	48 (34.5%)	60 (43.2%)	31 (22.3%)

(3) 保管場所及び保管容器の表示状況

保管場所や保管容器には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」と表示するよう法第12条第1項及び第3項で規定されており、その表示状況は表11のとおりである。

保管場所への表示について、非表示又は一部表示となっている機関は44機関（31.6%）で、実地監査で確認したところ、表示義務を知らなかった事例や、保安上の観点から保管庫のみの表示としている事例があった。

保管容器への表示について、通常は容器のラベルに印刷表示されているが、劣化により表示がとれているものや、別容器に移し替えて使用しているものについて、表示がされていない機関が40機関（28.8%）あった。

表11 「毒物」又は「劇物」の表示状況

保有機関数		表示状況		
		全部表示	一部表示	非表示
139	保管場所 (構成比)	95 (68.3%)	28 (20.1%)	16 (11.5%)
	保管容器 (構成比)	99 (71.2%)	29 (20.9%)	11 (7.9%)

(4) 管理記録簿の整備状況

厚生省通知（別添通知2「毒物及び劇物の保管管理について」）において、毒物劇物の業務上取扱者は、「毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握」を行うよう求められている。

管理記録簿の整備状況は表12-1のとおりで、管理記録簿を全て整備していた機関は109機関（78.4%）で、一部又は全く整備していない機関は30機関（21.6%）であった。

実地監査で確認したところ、管理記録簿を整備している機関についても、在庫数のみの記載で受け払いの状況は記録してない等、十分な記載内容となっていないものもあった。

表12-1 管理記録簿の整備状況

保有機関数	管理記録簿の有無		
	あり	一部あり	なし
139 (構成比)	109 (78.4%)	23 (16.6%)	7 (5.0%)

管理記録簿と在庫量との照合状況は表12-2のとおりで、管理記録簿を整備している132機関（一部整備含む）のうち、在庫量と照合している機関は125機関、照合していない機関は16機関であった。

照合頻度については、「年1回」～「年3回」が93機関と最も多く、また、「毎日」照合している機関は3機関あった。

表12-2 管理記録簿と在庫量との照合状況

管理記録簿のある機関数	在庫量との照合											
	している											していない
	毎日	週1回	月1回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	2年に1回	その他		
132	125	3	2	21	1	3	16	37	40	1	21	16

※照合の頻度については複数回答があるため、合計は一致しない。

(5) 毒物劇物危害防止規定等の整備状況

厚生労働省通知（別添通知3「毒物劇物監視指導指針の制定について」）において、毒物劇物の管理責任体制や危害防止について定めた「危害防止規定」（別添通知1「毒物劇物危害防止規定について」）を作成するよう求められており、その整備状況は表13のとおりである。また、緊急連絡網とSDS（安全データシート）の整備状況についても表13のとおりである。

危害防止規定については、作成されているのは39機関のみで、106機関において作成されていなかった。

法第16条の2において、「保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出る」ことや「盗難にあり、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。」と規定されているが、緊急連絡網を整備していた機関は104機関で、整備していない機関が39機関あった。

SDS（安全データシート）とは、毒物劇物を購入する際に販売業者から提供されるもので、その毒物劇物の特性や取扱い方法等が記載されており、SDSを備えておくことは適正な取扱いのために有用であるが、備えていたのは48機関のみであった。

表13 危害防止規定等の整備状況

保有機関数	危害防止規定		緊急連絡網		SDS	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし
139	39	106	104	39	48	99

※同一機関でも部署ごとに回答が異なることがあるため、合計は一致しない。

(6) 廃棄処理及び施設外への運搬の状況

毒物劇物の廃棄方法については、法第15条の2及び同法施行令第40条において、中和、希釈等により保健衛生上の危害が発生しないようにしてから廃棄することが義務づけられている。自己処理できない場合は、知事の認可を受けた廃棄物処理業者に委託することもできる。

毒物劇物の廃棄処理状況は表14のとおりで、全て外部委託している機関が72機関（51.8%）で最も多く、全て自己処理している機関は12機関（8.6%）と少なかった。処理事例なしの機関は24機関（17.3%）あり、理由としては全て使い切っている等であった。

外部委託の場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付及び保管することになっているが、実地監査で確認したところ、ほとんどの機関で保管されていた。

自己処理の場合は、中和や希釈等の処理後に廃棄していた。

表14 毒物劇物の廃棄処理状況

保有機関数	自己処理	外部委託	自己処理及び外部委託	処理事例なし
139	12	72	31	24
(構成比)	(8.6%)	(51.8%)	(22.3%)	(17.3%)

平成26年度の外部委託の状況は表15のとおりで、委託総額は7,096,744円であった。企業局や警察本部では、本庁等で一括で委託処理している例もあった。

表15 外部委託の状況（平成26年度）

保有機関数	委託した機関数	委託回数	金額（円）
139	50	69	7,096,744

毒物劇物の施設外への運搬にあたっては、法第11条第3項の規定により、飛散や漏れ等の防止措置を講じることが義務づけられている。

施設外への運搬状況は表16のとおりで、過去3年間に27機関（19.4%）の機関で施設外への運搬事例があったが、実地監査で確認したところ、持ち出しの際は密閉容器を使用する対策がとられていた。

表16 施設外への運搬状況（平成24～26年度）

保有機関数	施設外への運搬		施設外へ運搬した理由	
	あり	なし		
139 (構成比)	27 (19.4%)	112 (80.6%)	現場で使用	17
			処分業者への持ち込み	5
			他機関への送付	4
			別建物への移動	1

第3 監査の結果及び所見

本年度の行政監査は、「県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について」をテーマとして、毒物劇物の保有状況及び管理状況を調査し、さらに、保有機関の中から10機関を選定して実地監査を行った。

監査に当たっては、法令で規定された義務的事項と関係通知による指導事項について確認を行ったところ、不適切な事例があった。

毒物劇物は取扱いによっては、大きな危害を及ぼすおそれがあることから、法令や関係通知の趣旨及び内容を十分理解いただき、今後、毒物及び劇物の適正な管理について、次の点に留意して改善に努めていただきたい。

1 管理体制と保管について

- (1) 管理責任者の設置については、厚生省通知（別添通知1「毒物劇物危害防止規定について」）において、毒物劇物による危害防止のため管理責任体制を明確にすることが求められている。

管理責任者を設置していなかった19機関においては、毒物劇物を直接取り扱う職員だけで管理するのではなく、総括管理する責任者を明確にすることで、保健衛生上の危害を未然に防止するよう努めていただきたい。

- (2) 保管場所については、厚生省通知（別添通知2「毒物及び劇物の保管管理について」）において、「毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること」とされている。

施錠については概ね適正であったが、毒物劇物以外のものと混在して貯蔵、陳列している機関があったことから、専用保管庫等で明確に区分するよう努めていただきたい。

- (3) 保管容器の表示については、法第12条第1項において、毒物であれば赤地に白色で「医薬用外毒物」、劇物であれば白地に赤色で「医薬用外劇物」と表示することが義務づけられている。

保管容器への表示がされていなかった40機関においては、毒物劇物を購入後、劣化により表示がとれた場合や別容器に移し替えた場合でも、必ず表示をつけ直し、毒物劇物であることがわかるようにしていただきたい。

- (4) 管理記録簿については、厚生省通知（別添通知2「毒物及び劇物の保管管理について」）において、「毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握」を行うよう求められている。

管理記録簿を整備していなかった30機関と管理記録簿の内容が不十分な機関においては、日頃から適正な在庫管理を行うため、また、盗難・紛失等が発生した時に備え、品目別と受け払いの状況が確認できる管理記録簿を整備し、定期的に在庫量との照合を行うよう努めていただきたい。

- (5) 使用見込みのない毒物劇物を保有している機関においては、使用する毒物劇物とは区別して管理し、盗難や事故を防止するうえでも、早めの廃棄処分等に努めていただきたい。

また、委託による廃棄の場合は処分費用を要することから、関係機関で集約する等、効率的な方法を検討していただきたい。

2 安全対策について

- (1) 保管庫及び保管容器の転倒防止等対策については、法第11条第2項において、毒物劇物の流出等防止について、必要な措置を講じるよう規定されている。

保管庫の転倒防止等対策をしていない84機関と、保管容器の転倒防止等対策をしていない91機関においては、地震や事故に備え、保管庫は金具やワイヤーで固定したり、保管容器はトレーや仕切りで転倒・衝突・落下防止を図る等、毒物劇物の飛散・流出等の防止を行っていただきたい。

- (2) 危害防止規定については、厚生労働省通知（別添通知3「毒物劇物監視指導指針の制定について」）において、毒物劇物の管理責任体制や危害防止について定めた「危害防止規定」（別添通知1「毒物劇物危害防止規定について」）を作成するよう求められている。

危害防止規定は、毒物劇物の管理責任体制を明確にし、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした自主的な規範とされているので、整備がされていない106機関においては、管理体制や緊急連絡網のほか作業方法や点検方法等の事項を記載した同規定の整備を図り、より一層の安全管理に努めていただきたい。

3 適正な管理のための指導について

毒物劇物の保有機関は大部分が出先機関であり、特に県立学校等の公共機関では、管理の不備が重大な事件事故に繋がりにかぬことから、本庁所管課等における指導が重要である。

県全体で毒物劇物を適正に管理していくため、本庁所管課等においては、法や国の通知の周知徹底を図り、適宜、是正指導に取り組んでいただきたい。

参考資料

1. 毒物、劇物、特定毒物とは

化学物質のうちどれが毒物劇物にあたるかは、「毒物及び劇物取締法」別表第一、第二、第三及び「毒物及び劇物指定令」で規定されており、毒性が強いものが毒物、やや弱いものが劇物で、毒物のうち極めて毒性の強いものが特定毒物となっている。

＜平成26年7月時点の毒物劇物の品目数＞

種類	品目数		主な品目名
	法別表	指定令	
毒物	27	95	水銀、黄燐、弗化水素、ニコチン、砒素 等
うち特定毒物	9	10	四アルキル鉛 等
劇物	93	286	塩化水素（塩酸）、硫酸、水酸化ナトリウム、メタノール、水酸化カリウム、硝酸 等

2. 毒物劇物の取扱いについて

毒物劇物の取扱いについては、「毒物及び劇物取締法」及び国の通知等で規定されている。

毒物劇物営業者（毒物劇物の製造、販売業者等）や特定毒物研究者（特定毒物の製造や使用の許可を受けた者）以外のもので、毒物劇物を業務上取り扱う者は「業務上取扱者」として扱われる。「業務上取扱者」は、届出が必要な業種と必要ない業種の2種類ある。

試験研究機関や学校等の県の機関は、届出を必要としない「業務上取扱者」に該当し、毒物劇物営業者や特定毒物研究者に適用される規定の一部が準用される。（法第22条第5項）

＜届出不要業務上取扱者である県の機関に適用される主な規定＞

毒物又は劇物の取扱（法第11条）
<ul style="list-style-type: none"> ◆毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（第1項） ◆施設の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（第2項） ◆施設の外において運搬する場合には、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（第3項） ◆保管容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。（第4項）
毒物又は劇物の表示（法第12条）
<ul style="list-style-type: none"> ◆毒物劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤

<p>地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。(第1項)</p> <p>◆毒物劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。(第3項)</p>
<p>事故の際の措置 (法第16条の2)</p> <p>◆毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。(第1項)</p> <p>◆毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。(第2項)</p>
<p>廃棄 (法第15条の2、施行令第40条)</p> <p>◆廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。(以下、政令で定める基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物劇物に該当しない物とすること。 ・ガス体又は揮発性の毒物劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。 ・可燃性の毒物劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。 ・前各号により難しい場合には、地下一メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

3. 毒物劇物に関する主な通知

通知 1

<p>「毒物劇物危害防止規定について」</p> <p style="text-align: right;">(昭和50年11月6日)</p> <p style="text-align: right;">(薬安第80号・薬監第134号)</p> <p>(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知)</p>
--

毒物劇物営業者等の作成する毒物劇物危害防止規定(以下「危害防止規定」という。)については、昭和50年7月31日薬発第668号「毒物劇物取扱責任者の業務について」をもつて通知したところであるが、その作成にあたっては、左記の点に御留意のうえ、遺憾のないよう指導方お願いする。

記

1 危害防止規定の目的及び性格について

危害防止規定は、毒物劇物製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もつて毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であること。

2 危害防止規定の記載事項について

(1) 危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成すること。

なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であつても差し支えないこと。

(2) 危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうよう、左記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。

なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。

ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

通知 2

「毒物及び劇物の保管管理について」

(昭和52年 3 月 26 日 薬発第313号)

(厚生省薬務局長から各都道府県知事宛)

毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第11条第 1 項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和50年 7 月 31 日 薬発第668号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第22条第 5 項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

通知 3

「毒物劇物監視指導指針の制定について」

(平成11年 8 月 27 日 医薬発第1036号)

(厚生労働省医薬安全局長から各都道府県知事宛)

毒物劇物の監視及び取締りについては、昭和50年4月1日付け薬発第301号薬務局長通知による毒物劇物監視要領（以下「監視要領」という。）に基づき実施されているところであるが、毒物劇物の用途が多様化し、また、昨年には毒物劇物を用いた犯罪が多発したことを踏まえ、毒物劇物の監視指導を、さらに効率的かつ効果的に行うため、今般、監視要領を廃止し、新たに別添のとおり毒物劇物監視指導指針（以下「監視指導指針」という。）を制定することとした。

監視指導指針においては、毒物劇物による保健衛生上の危害防止の観点から毒物及び劇物取締法に基づき必要な事項を新たに監視指導事項として定めるとともに、事故、盗難、違反等に対する対応、行政処分の考え方等についても示したので、貴都道府県においては卸了知の上、必要な体制を整備するとともに、監視指導指針を活用され、毒物劇物による危害防止に努められたい。

なお、昭和50年4月1日付け薬発第301号薬務局長通知については廃止する。

～毒物劇物監視指導指針（抜粋）～

5. 法第22条第5項に規定する業務上取扱者

法第22条第5項に規定する者（以下「届出不要業務上取扱者」という。）に対する監視指導は、次の事項について行う。

なお、届出不要業務上取扱者に対しては、必要に応じ毒物及び劇物取締法の趣旨及び内容を説明し、法の遵守を徹底させる。

(1) 毒物劇物の取扱いについて

ア 盗難・紛失の防止措置（法第22条第5項で準用される法第11条第1項）

(ア) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「盗難等防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「盗難等防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵・運搬を委託する場合は、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

イ 流出等の防止措置（法第22条第5項で準用される法第11条第2項）

(ア) 毒物劇物等が事業所外へ飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

- (イ) 「危害防止規定」が作成されていること。
- (ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。
- (エ) 貯蔵を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が貯蔵設備から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

ウ 運搬用具等からの流出等の防止措置（法第22条第5項で準用される法第11条第3項）

- (ア) 毒物劇物等を事業所外で運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

- (イ) 「危害防止規定」が作成されていること。
- (ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。
- (エ) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。
- (オ) 運搬を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が運搬用具から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出ることを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

エ 飲食物の容器の使用禁止（法第22条第5項で準用される法第11条第4項）

- (ア) 毒物劇物の容器として飲食物の容器が使用されていないこと。

(2) 表示について

ア 容器及び被包への表示事項（法第22条第5項で準用される法第12条第1項）

- (ア) 毒物劇物の容器及び被包には以下の表示が行われていること。
 - ・ 毒物にあつては赤地に白文字で「医薬用外毒物」
 - ・ 劇物にあつては白地に赤文字で「医薬用外劇物」

イ 貯蔵場所への表示事項（法第22条第5項で準用される法第12条第3項）

- (ア) 貯蔵場所への表示については以下の表示が行われていること。
 - ・ 毒物の貯蔵場所にあつては「医薬用外毒物」
 - ・ 劇物の貯蔵場所にあつては「医薬用外劇物」

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

- (イ) 貯蔵を委託する場合には、受託者に、貯蔵場所に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行わせ、また、実際にそ

の表示が行われていることを確認していること。

(3) 廃棄について（法第15条の2）

(ア) 施行令第40条に定める基準に基づき行われていること。

(イ) 廃棄の方法に関する基準が定められている物にあつては、当該基準に従っていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(ウ) 不必要な毒物劇物、使用済みの毒物劇物はすみやかに廃棄していること。

(エ) 廃棄の内容について記録していること。

(4) 運搬貯蔵等の基準について（法第16条）

(ア) 容器又は被包が落下、転倒、破損しないように積載されていること。

(イ) 容器又は被包が積載装置の長さ・幅を超えないように積載されていること。

(ウ) 施行規則別表第2に掲げる毒物劇物を5,000kg以上車両を用いて運搬する際の、助手の同乗、標識掲示、2人分の保護具等の装備、応急措置の内容を記載した書面の装備が遵守されていること。

(エ) 毒物劇物を1,000kg以上車両又は鉄道を用いて運搬する場合、当該運搬を委託する場合には、荷送人の通知義務が遵守されていること。

(オ) その他、運搬、貯蔵等の基準が定められている場合にあつては、当該基準が遵守されていること。

(5) 事故の際の措置について

ア 流出等発生時の届出及び応急措置（法第22条第5項で準用される法第16条の2第1項）

(ア) 毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において不特定又は多数の者に危害が生じるおそれがある場合には、保健所、警察署又は消防機関への届出が行われ、かつ危害防止の応急措置が講じられていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「危害防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合には、「危害防止規定」に基づき、受託者に危害防止のための応急措置、設備の改善を講じさせ、必要な届出、委託者への報告を行わせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。

(オ) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイ

エラー・カードが備えられていること。

イ 盗難・紛失発生時の警察への届出（法第22条第5項で準用される法第16条の2第2項）

(ア) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは警察署に届け出ていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合には、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に必要な届出、委託者への報告を行わせ、設備の改善を講じさせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。